

習志野市 環境基本計画

— 令和8(2026)年度～令和15(2033)年度 —

概要版



習志野市

1 計画の基本的事項等

(1) 計画策定の背景と計画の方向性

本市を取り巻く環境情勢は、国内外における地球温暖化対策の加速化のほか、循環経済（サーキュラーエコノミー）や生物多様性保全に関する機運の高まり等を受け、大幅に変化が生じています。

こうした変化に対応するため、「習志野市基本構想」等の関連計画と整合を図りながら、以下の方向性に沿って新たな習志野市環境基本計画を策定しました。

計画の方向性

- ① 気候変動対策、生物多様性保全対策は、国際動向の大きな変化、国、千葉県の施策に対応するため、本市に求められる役割を果たし、さらなる取り組みを加速する
- ② 「環境保全」が生活の質・幸福度の向上、ウェルビーイングを実現するという意識を市民・事業者へ定着させ、「環境に良いことは経済・社会にとっても良いこと」という考え方のもと、環境以外の施策の分野とも連携し、計画を推進する
- ③ 本市の特性、市民・事業者の意見を反映した本市の目指す具体的な将来の環境の姿を広く共有し、目標に向けた各主体の取り組みや協働を進めるべく、啓発を図っていく

(2) 計画の位置づけ

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、習志野市環境基本条例に基づき策定する、環境の面から方針を示す環境分野の最上位計画です。

なお、本計画は「習志野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び「習志野市地域気候変動適応計画」を包含しています。

● 計画期間

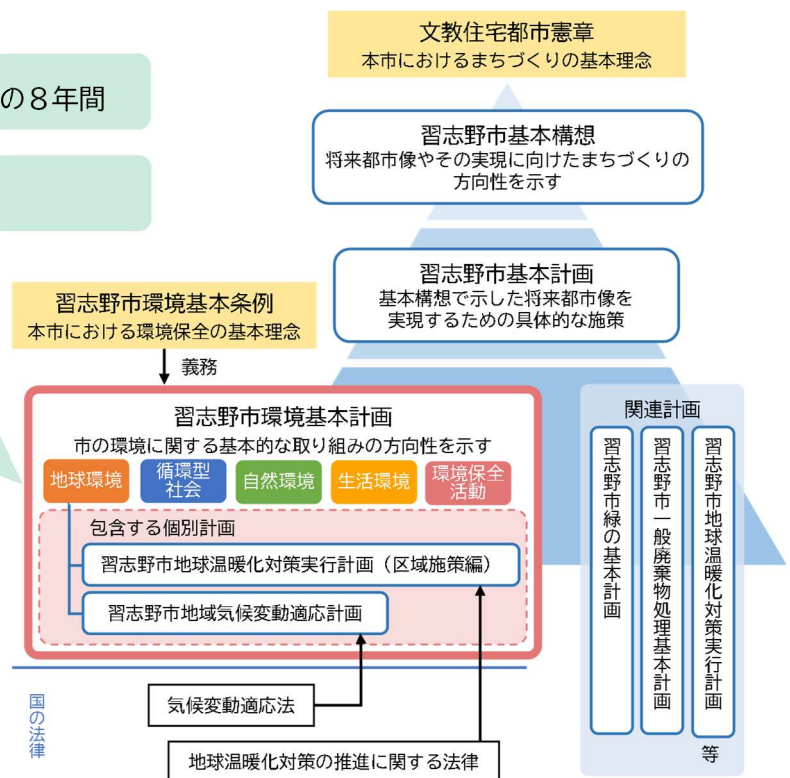
令和8（2026）年度～令和15（2033）年度の8年間

● 推進主体

市民・事業者・市

● 環境分野

地球環境：エネルギー、気候変動
循環型社会：3R、廃棄物
自然環境：谷津干潟、生物多様性、公園・緑地、農地
生活環境：大気、水質・土壌・地盤、騒音・振動・悪臭、有害化学物質、景観・美化
環境保全活動：環境教育・学習、環境保全活動、協働



計画の位置づけ

2 目指す環境像と基本目標



ハーモニー 人と自然の調和

未来へつなげる持続可能なまち ならしの

市内の高校生、大学生を対象に実施したワークショップにおける意見等を踏まえ、「習志野市が目指す環境像」を設定しました。

本市では、人々の住みよさをできる限り維持しながら、まちとしての発展と緑と水があふれる環境が両立した持続可能なまちをつくるため、目指す環境像の実現に向けた施策・取り組みを推進します。

地球環境

基本目標1

脱炭素社会の実現と
気候変動への適応を
めざすまち

深刻化する地球温暖化に対し、市民・事業者・市の協働、または国や千葉県との連携により、令和32(2050)年までに市内の温室効果ガスの排出実質ゼロを達成し、「脱炭素社会」の実現に貢献するとともに、さらなる自然災害の激甚化等が予測される気候変動への適応を進め、人々が安心して過ごすことのできるまちの実現を目指します。

循環型社会

基本目標2

ごみの排出を抑え
資源を循環させるまち

循環型社会を構築するため、できる限り環境負荷を低減することが必要であり、そのために、ごみの排出抑制が重要となります。市民、事業者がごみの排出者であることを認識し、分別のルールを守ることを徹底することで資源を循環させるまちの実現を目指します。

自然環境

基本目標3

緑と水の自然環境を
大切にすまち

本市の代表的な自然である谷津干潟をはじめとし、緑と水の自然環境を通じて本市に関わる人々や生きものがともに快適に過ごすことのできる、水辺環境と生物多様性の恵みを大切にすまちの実現を目指します。

生活環境

基本目標4

健康で快適に暮らせる
まち

大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下、有害化学物質への対応を適切に行うとともに、開発事業等のまちづくりに際した周辺的生活環境への配慮を促すことや、市民等と協力して地域の環境美化活動に取り組むことで、誰もが健康で快適に暮らせるまちの実現を目指します。

環境保全活動

基本目標5

環境のことを考え
行動する人々のまち

現在、生じている様々な環境問題に対応し、良好な環境を次世代へ引き継いでいくため、環境教育・環境学習を通じて一人ひとりの意識を高め、人々が環境保全へ向けて自発的かつ協力しながら行動するまちの実現を目指します。

脱炭素社会の実現と気候変動への適応をめざすまち

現状と課題

- ① 直近年度は前年度より温室効果ガス排出量が増加
- ② 家庭部門、業務その他部門からの市内の二酸化炭素排出量の5割以上が排出
- ③ 技術革新を注視しつつ、再生可能エネルギーの導入促進が必要
- ④ 気候変動の影響は既に生じており、気温上昇に伴い、さらなるリスクの増大が懸念

● 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

施策1 省エネルギー化

ハード面及びソフト面からエネルギーの削減を進め、二酸化炭素排出量の削減につなげます。

- 1-① 家庭・事業所の省エネルギー化の促進
- 1-② 省エネルギー行動の促進
- 1-③ 公共施設における省エネルギー化の推進

施策2 持続可能なエネルギーの導入

再生可能エネルギー設備の導入及び得られた電力の地産地消を進めるとともに、再生可能エネルギー由来の電力調達も視野に入れ、再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。

- 2-① 再生可能エネルギーの利用拡大
- 2-② 自立・分散型エネルギーシステムの構築

施策3 脱炭素なまちづくり

エネルギー効率の良い建築物の普及や環境負荷の少ない交通サービスの確保を図るとともに、市民や事業者へ情報提供や普及啓発を行っていきます。

- 3-① エネルギーを効率的に使う建築物の普及
- 3-② 環境負荷の少ない交通サービスの確保と利用の促進



市庁舎屋上のソーラーパネル

出かけるときは
自転車や歩きでエコに♪



● 地域気候変動適応計画

施策4 気候変動への適応

市域の状況を適切に把握し、生じているリスクに対する市民の安全や快適性の確保のための対策を講じることで、気候変動に適応した強靱なまちづくりを推進します。

- 4-① 継続的なモニタリング・情報収集
- 4-② 適応に関する普及啓発
- 4-③ 気候変動影響への対応



農業・
林業・
水産業



水環境・
水資源



自然
生態系



自然災害
・沿岸域



健康



市民生活・
都市生活

気候変動において本市が取り組む6分野

ごみの排出を抑え資源を循環させるまち

現状と課題

- ① ごみの焼却処理量等は減少傾向、紙ごみ、廃プラスチックが高い割合

施策5

循環型社会の形成 (3Rの推進)

3Rの周知・徹底や環境学習、多様な主体との協働を推進していくとともに、食品ロスの削減やプラスチックごみの排出抑制・再生利用を推進し、市民・事業者・市がそれぞれの役割を実践します。

5-① ごみの発生抑制

5-② 再使用の促進

5-③ 再生利用の促進



買い物では必要なものを手前から取るうっと♪

施策6

廃棄物の適正処理

市民及び事業者におけるごみの分別徹底を促進していくとともに、プラスチックの資源循環に係る処理体制の構築に努めていきます。

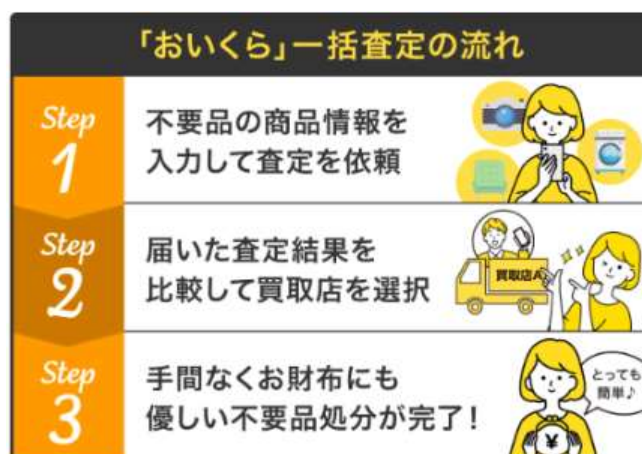
6-① ごみの適正な排出の促進

6-② 処理施設の整備・維持管理

コラム 習志野市におけるリユースの推進

本市では循環型社会の形成に向けて、株式会社マーケットエンタープライズと連携協定を締結し、現在は市ホームページにてリユースプラットフォーム※「おいくら」を通じたリユース事業を紹介しています。

冷蔵庫や洗濯機等の家電リサイクル法対象製品も対象となり、自宅での出張買取にも対応する等、市民の利便性向上と廃棄物削減の両立を図ります。



(出典：習志野市ホームページ)

※株式会社マーケットエンタープライズが不要品買取一括査定サービスとして提供するリユースサイトのこと。

緑と水の自然環境を大切にすまち

現状と課題

- ① 環境省と協働の下、谷津干潟の保全事業を実施
- ② 都市公園等における緑と水の環境
- ③ 生きものと共存できるまちづくりに向けて

施策7 谷津干潟の保全と活用

谷津干潟を適切に保全するため、環境省と連携した取り組みを進めるほか、市内のボランティア等との協力による清掃活動や広域連携として国際的な交流を継続して行っています。

7-① 谷津干潟の保全

7-② 谷津干潟の活用

「谷津干潟をキレイにしよう！」の活動の様子



施策8 生物多様性の保全

本市に生息、生育する在来生物を保全するとともに、外来生物の侵入・拡散・定着等を防ぐため、在来生物に配慮したまちづくりや外来生物の防除、人々への意識啓発を進めていきます。

8-① 生物多様性に配慮したまちづくり

8-② 外来生物への対策

8-③ 生物多様性の意識啓発



生きものふれあいコーナー



みんなの谷津干潟展

施策9 緑と水の保全や創出

家庭や事業所、公共施設等の緑化を推進するとともに、市域で主要な緑となっている公園の維持管理を継続して図っていきます。あわせて、緑や水とふれあう機会の創出に努めていきます。

9-① 緑と水の保全や創出

9-② 緑や水とふれあう機会の創出



藤崎森林公園



誕生の木（アジサイ）の苗の配布

健康で快適に暮らせるまち

現状と課題

- ① 環境基準等は概ね達成しているが、一部未達成の項目あり
- ② 各種条例の制定による環境保全・美化活動のさらなる推進
- ③ 条例の制定による不法投棄等の防止

施策 10 生活環境の保全

大気、水、土壌等について、法令に基づく監視や測定、指導を実施するとともに、市域の状況について市民、事業者への情報提供等に取り組みます。

- 10-① 大気環境の保全
- 10-② 水質・土壌・地盤環境の保全
- 10-③ 騒音・振動・悪臭の防止
- 10-④ 有害化学物質対策の推進
- 10-⑤ 公害苦情への対応

施策 11 環境美化活動

快適な環境を確保するため、ポイ捨て防止等の環境美化活動の推進を市民、事業者等と協力して図っていきます。

11-① 都市環境の美化と保全



歩きタバコ・ポイ捨て防止駅周辺街頭キャンペーン (2024 年度)

コラム 有害化学物質とは

有害化学物質とは、人や環境に対して有害な作用を及ぼす化学物質のことであり、毒性が高い物質や発がん性物質等が含まれます。

有害化学物質が人や環境への害を及ぼさぬよう、国では大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法等の法律により、環境中へ有害化学物質が漏出することを防ぐよう規制を行っています。



暮らしの中の化学物質

(出典：「PRTR データを読み解くための市民ガイドブック」)
https://www.env.go.jp/chemi/prtr/archive/guide_R04/zenbun.pdf

現状と課題

- ① 市民、事業者等における環境保全活動への参加
- ② 環境教育・環境学習等のニーズの多様化

施策 12 環境教育・環境学習

学校を通じた環境教育や、誰もが参加できる環境学習を通じて、環境保全へ向けた意識の醸成を図り、取り組みを活性化します。利便性の向上やニーズに応じた情報発信により、多くの市民等の参加を促します。

12-① 市民等の環境学習の普及

12-② 学校における環境教育の推進



地球温暖化防止パネル展



ソーラートレイン
(電気エネルギーをつくる体験)

施策 13 環境保全活動

環境に関する自主的な活動を支援し、多様な主体間の協働・連携による環境保全活動を推進します。また、谷津干潟及び渡り鳥の保全に向けて、国際的な交流・連携体制の構築にも継続して努めていきます。

13-① 環境保全活動の促進

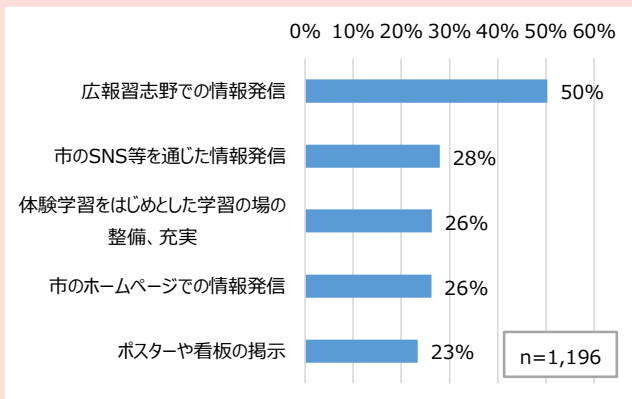
13-② 広域的連携の推進



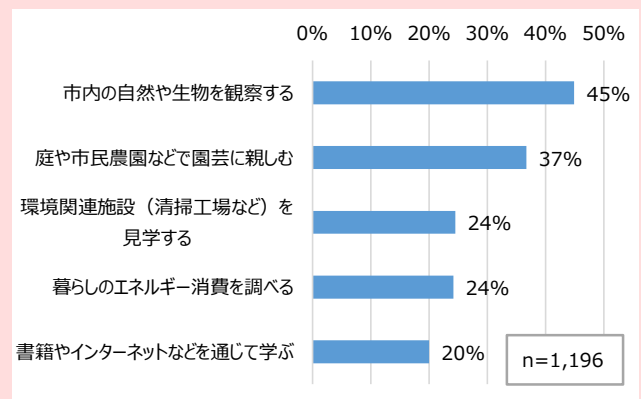
谷津干潟観察センター
ボランティアの様子



「谷津干潟をキレイにしよう！」
の実施の様子



環境に関する情報発信で取り組んでほしい方法
(2024年度 環境に関する市民アンケート調査)



やってみたいと思う環境に関する体験等
(2024年度 環境に関する市民アンケート調査)

3 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

（1）地球温暖化のメカニズムと将来予測

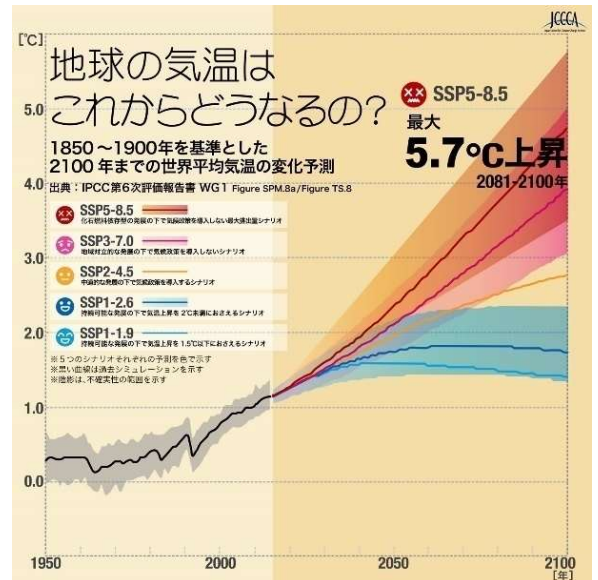
大気中における温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなど）の濃度は、1750年頃と比べて約1.5倍に増加しました。温室効果ガスの持つ熱を吸収する性質により、以前より地上の熱が逃げにくく、気温が上昇する“地球温暖化”が生じています。

● これまで
1750年頃より前と比較すると、
2011～2020年で**1.09℃上昇**

● これから
温室効果ガス濃度が上昇し続けた場合、
今世紀末までに**3.3～5.7℃上昇**する予測



地球温暖化の影響をできるだけ抑えるために、国際的には気温上昇を1.5℃に抑えようという目標を立てているよ

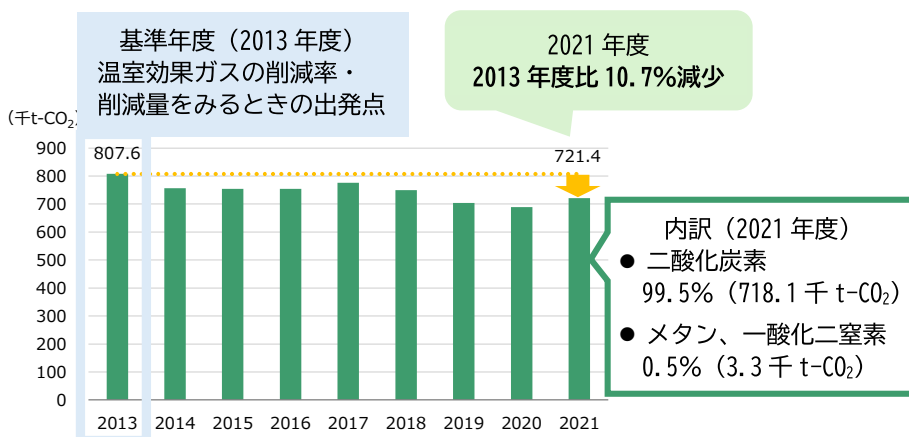


（出典：温室効果ガスインベントリオフィス／全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト） <https://www.jccca.org/>

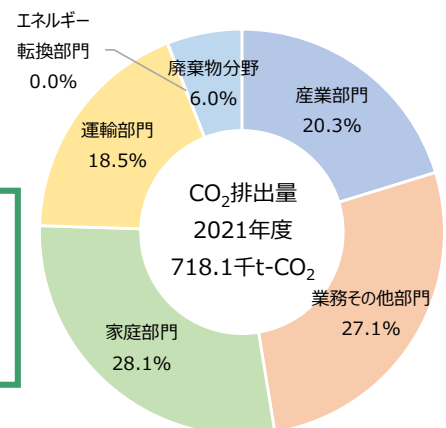
（2）習志野市における温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量は2021年度において721.4千t-CO₂であり、2013年度比10.7%減少しています。

温室効果ガスのうち、99.5%を二酸化炭素（CO₂）が占めており、さらに二酸化炭素排出量を部門別にみると、本市では家庭部門、業務その他部門が特に大きな割合を占めています。



温室効果ガス排出量の推移



二酸化炭素排出量の部門別内訳

(3) 温室効果ガス排出量の削減目標等

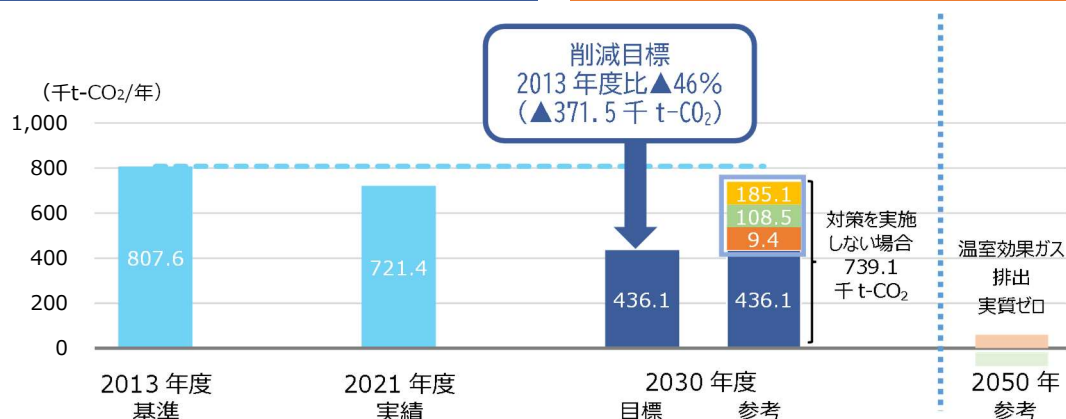
2050年までに市内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ習志野」の達成に向けて、次に示す目標の下、市民、事業者と市が協働して可能な限り早期の排出量実質ゼロを目指していきます。

市域における温室効果ガス排出量の削減目標

令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比 **46%削減** (▲371.5千t-CO₂)

市域における再生可能エネルギー設備の導入目標

再生可能エネルギー設備の導入容量を令和12(2030)年度までに **27.9MW導入**



市内の温室効果ガス排出量の削減目標

(4) 削減目標の達成に向けた取り組み

省エネルギー化

家庭・事業所の省エネルギー化の促進

- 省エネルギー設備・機器の普及促進

省エネルギー行動の促進

- 脱炭素型ライフスタイルの推進

公共施設における省エネルギー化の推進

- 市役所における省エネルギー行動の率先
- 公共施設の省エネルギー化の推進

持続可能なエネルギーの導入

再生可能エネルギーの利用拡大

- 市域における再生可能エネルギーの利用拡大
- 公共施設における再生可能エネルギー等の利用推進

自立・分散型エネルギーシステムの構築

- エネルギーの地産地消の推進
- エネルギーの安定供給の促進

脱炭素なまちづくり

エネルギーを効率的に使う建築物の普及

- エネルギー効率の良い建築物の普及促進

環境負荷の少ない交通体系の構築と利用の促進

- 公共交通機関の利用促進
- 歩行者・自転車利用環境の維持・向上
- 次世代自動車の普及促進

コラム 国民運動 デコ活

“デコ活”とは、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を後押しする国民運動です。

- デコ活アクション

デ:電気も省エネ 断熱住宅

コ:こだわる楽しさ エコグッズ

カ:感謝の心 食べ残しゼロ

ツ:つながるオフィス テレワーク



環境省 デコ活

4 地域気候変動適応計画

(1) 気候変動の影響

地球温暖化に起因する気候変動の影響は、大雨や洪水の発生、熱中症の増加、農作物の品質低下や生態系の変化等、現在すでに様々な分野であらわれています。

気候変動の原因である温室効果ガスの排出量を削減する「緩和」とともに、こうしたすでに生じている影響を回避・軽減する「適応」にも取り組む必要があります。

(2) 適応への取組

本市における適応の取り組みは、地域特性等を踏まえ必要と考えられる6分野について示します。

農業・林業・水産業



- 国や千葉県、研究機関等と連携し、気候変動に伴う病虫害の増加等に関する情報収集及び対策の検討を行います。
- 温暖化に対応した品種等について、動向を注視するとともに、習志野市で実施可能な事項について情報収集します。

水環境・水資源



- 水環境に関する継続的な監視を行い、水質悪化が見られる場合は必要な対策の検討を行います。また、河川管理者である千葉県、谷津干潟を所管する国と連携を図ります。

自然生態系



- 谷津干潟自然観察センターや市民等と連携し、野鳥等の市域における生物の把握に努めます。
- 谷津干潟や都市公園等の適切な維持・管理を通じて、市域における生物の生息・生育場所の保全に努めます。
- 千葉県と連携し、アライグマ等の特定外来生物の防除を行います。

自然災害・沿岸域



- ハザードマップの作成・更新及び周知を通じ、自然災害発生時の被害軽減を図ります。
- 災害時に避難所となる小・中学校等の公共施設に、再生可能エネルギー設備、蓄電池設備等の導入を推進します。
- 耐震性貯水槽の設置により、災害発生時における飲料水の確保を図ります。

健康



市民生活・都市生活

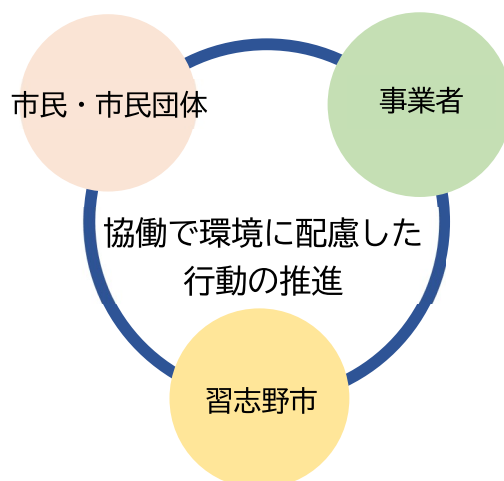


- 防災無線、緊急情報メール等を通じ、熱中症に対する注意喚起を引き続き行います。
- 熱中症予防対策として、公共施設・民間施設で暑さをしのげる場所(クーリングシェルター等)の指定・設置を推進します。
- ヒートアイランド現象の緩和や街路空間における熱ストレスの軽減を図るため、街路樹、透水性舗装や屋上・壁面緑化等の整備を推進します。
- 災害発生時の給水等の応急措置が必要な場合、「習志野市地域防災計画」に基づき、他の水道事業者等に応援要請をします。

5 計画の推進

本市では市内の連携をはじめとし、市民・事業者・市民団体やより広域的なネットワークでの協働・連携により、目指す環境像を実現し、将来にわたって高い生活の質が維持されるまちを目指して、計画の推進を図っていきます。

計画の進行管理については、各施策の実施状況、指標の達成状況の点検・評価を各年度に実施し、結果を次年度以降の施策・事業に反映します。また、結果については「環境基本計画年次報告書（環境白書）」としてとりまとめ、市民・事業者、団体等へ広く情報を提供します。



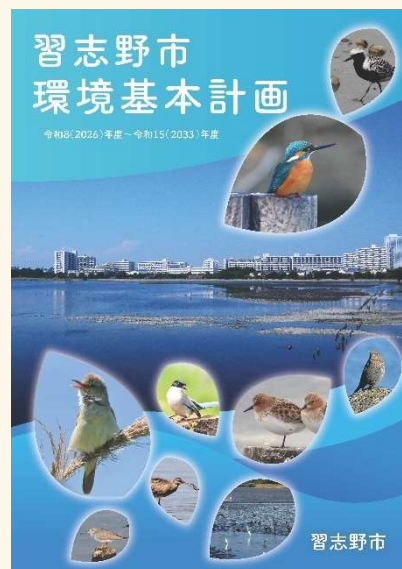
習志野市環境基本計画について

本市の現状や課題、具体的な取り組みや計画の策定過程に行った調査結果等は、「習志野市環境基本計画」に掲載しています。

習志野市環境基本計画の全文は、
習志野市ホームページでご覧になれます。

習志野市環境基本計画

検索



習志野市環境基本計画 令和8(2026)年度～令和15(2033)年度 【概要版】

習志野市 都市環境部環境政策課(令和8年4月:環境保全課)

〒275-8601 千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話:047-451-1151(代表)